

第三回臨時会

(平成28年12月28日)

◆議案第68号

一般会計補正予算

5億4,489万3千円

の追加

畜産競争力強化対策整備事業補助金

5億2,009万3千円

災害復旧工事請負費

2,480万円

*原案可決

◆議案第69号

一般会計補正予算

標茶町第三セクター貸付

金元金収入

(1千万円を憩の家運営資金に追加する)

*原案否決(賛否は別表)

補正予算に対する討論

深見議員(賛成)

私は、議案第69号に対して賛成の立場で討論に参加し、意見を述べたいと思います。

議案第69号は、今、第三セクター株式会社標茶町観光開発公社が経営するくしる湿原パーク憩の家かや沼が、さまざまな要因が重なって厳しい運営に直面している状況の中で、その経営を立て直しその運営を正常化するために緊急の措置として提案されたものであると考えます。

賛成理由の第一は憩の家かや沼が釧路湿原唯一の温泉旅館として、また地元や町内外の温泉保養の場として幅広い人気と期待が持たれている施設であり、標茶町にとっても貴重な財産であることであります。この

財産をどうしても守らなければならぬという思いは、多くの住民の思いであると思います。そのため運営が厳しくなっている今、緊急な財政支援を行うことに多くの住民は賛成するだろうと確信するからであります。

12月8日の議会で3千万円の補助を町が行うという内容の議案にもその意味で私は賛成しました。結果はわずか1票差で否決となりました。

賛成の第二の理由は、この資金援助が十分説明責任のある内容であるからであります。

「標茶町第三セクター運営等資金貸付条例」にはこの条例の目的として第三セクターに対し、事業運営等の資金を貸付けし、良好な運営を図ることを目的とするところあり、さらに第3条では、公社が事業運営等に必要資金とすると明確にその目的の用途について定めてあります。町がこの条例に基づき、この厳しい状況を乗り越えるために今回、1千万円の貸付けを行うこ

とは当然、道理のある提案であると考えます。付け加えて言えばこの条例は議会が同意し、議会で可決している内容であり、議会自ら可決した内容に基づきこの条例の枠内で貸付を行うことに反対する理由はないと考えます。

賛成の第三の理由は、今回の不祥事を含めた原因究明、今後の経営改善計画に一定の時間がかかると判断しますが、日々の憩の家のお客様へのサービス提供は待たなしの内容であるからです。温泉旅館サービス業にとって休業は大きなマイナス要因となることは、経験済みであります。

私は原因究明や改善計画と1日も休まず営業を続けていくことは同時進行しなければならぬと思います。従業員のみならず不安を持ちながらも日々頑張っておられます。町民の皆さんからも回数券を買ってほしいだろうか、営業は続けるのかなどの問い合わせもきています。それらの不安や期待、願いに応えるためにも私はこの議案に賛

成し、私の討論といたします。

櫻井議員(反対)

私は本案について、非常に残念ながら反対する立場から討論をいたしたいと思います。

その理由としては、我が標茶町そして釧路湿原唯一のこのかや沼憩の家。この存続がかかっている大きな問題であるのに、その根拠となるものが明確でないし、また1千万円を出資したとしても、その返済のめど、またはこの1千万円における重さというものを十分理解していない。それはなぜかという町民の血税であるということ。それを十分理解して出しているならもうちょっときちんとした責任所在というのが出てくるのではないかと、そしてまた返済計画も示されるのではないかと思うのであります。

内部ではまだまだ憩の家の職員の人達は非常に心配しているわけであり、また内部でも辞めるとい

よつな意見もでていることは事実なのです。そういう内部のことが十分理解されないで、ただ1千万円のお金を出してくださいと言われても、私は理解できないし一般町民においても理解不能でないかと思うのです。

やはりここで決議する以上は、その理由を町民個々にきちんと説明できる体制が整わなければ、とてもとても町民の負託を得ている我々としてはその責務は果たしてはいない、このように思うのであります。先ほど町長もおっしゃいましたが、責任の所在はプロではない、そして支配人に一部委任しているような、そしてまた最終的には町長に起因するような発言もありましたが、まだまだ説明は不十分と思います。

私はそのような理由からこの議案に対して反対を申し上げる次第です。

松下議員（賛成）

私は議案第69号に対し、賛成の意思を表明して討論

を行います。

先の定例会においても申し上げましたが、本町の貴重な財産である温泉施設憩の家かや沼の灯を決して消してはならないと考えております。新聞報道後、多くの町民の方から憩の家はどうなるの、もったいないよ、決してなくさないでほしいという声が相次いで私どもに寄せられました。私は町民から選ばれたものとして、これらの声をまた思いをこの場で訴えていきたいと思えます。もし休業、閉鎖の状態になれば多くの関係者に多大な影響を与えてしまいます。これは決して運営者として避けなければならぬことでもあります。

事前の説明の中で公社の貸付限度額は2千万円と決められております。先の1千万円の貸付と合わせても2千万円の限度額を超えてはおりませんし、きちんとクリアしています。議会はこの条例に違反しない中で、の貸付は妥当であると判断すべきものと考えます。

また貸付後の経営に關しましては、これは公社の取

締役会の中での問題であると思えますし、責任を持つた中できちんと取り組んでいただきたいと思っております。

今回の一連の問題に關して公社の説明を受けた中で、監督責任者としての責任というものは大であり私は強く監督責任者に対しての猛省を促したいと思えます。しかし、町長から3月の定例会まで改善計画を提出、一連の不祥事に対して調査終了時点での責任者としての責任を表するとの言葉は私に重く受け止め、私は議案第69号に対しては賛成の意思を表明して討論を終わります。

鈴木議員（賛成）

私は議案第69号、標茶町一般会計補正予算に対して賛成の立場で討論いたします。

12月9日の議案第67号での討論でも申し上げましたが、くしろ湿原パークの家かや沼は、町民の健全な保養とレクリエーションの場を提供することも、地

域観光の振興に資するため、先ほど町長も述べましたが、昭和53年10月に町内唯一の温泉宿泊施設として設置されました。小高い丘の上に位置して釧路湿原国立公園唯一の天然温泉としてさらに野生の動植物との共生の場、悠久の自然を感じる施設としてリピーターの人気も高く、道内外のお客様や旅行会社に本町の宿泊施設を尋ねると憩の家かや沼を紹介されると言われております。しかし、経営は厳しく平成11年6月第2回定例会においては、標茶町観光公社よりくしろ湿原パーク憩の家かや沼を町の財産として取得したいとの提案があり、町議会は憩の家かや沼を存続させるために、全議員の理解のもと2億8千万円の予算を可決し、町は当施設を取得いたしました。

その後、今日まで議会の理解を得ながら、そのときどきの経営危機を乗り越えてきておりましたが、先日、12月9日の議案第67号の一般会計補正予算は否決となり、憩の家かや沼の経営が

資金不足により休業せざるを得ない状況になると聞いておりました。憩の家かや沼が休業もしくは廃業となった場合、あらゆるところに悪影響がでるのではないかと危惧しております。憩の家を利用する方がなくなることにより、茅沼を訪れる人が激減し、やがては釧網線茅沼駅が五十石駅の廃止決定のように廃止されるのではないだろうか、またそのことによつて、茅沼地域住民の足の確保やさらに茅沼で営業されている民宿に來られるお客様足の確保にも影響が出て、民宿経営にも悪影響を与え茅沼地域の振興の衰退にもつながると考えます。

憩の家かや沼で働いている従業員が失われることも大きな問題です。先日の議会で補正予算が否決されたことが新聞報道されてから毎日のように憩の家をなくさないでとの声が寄せられております。釧路湿原国立公園の中にある憩の家かや沼は本町の観光のシンボルなのだから、存続のための署名行動を起

こそつ、議会に陳情書をあげようなどなど存続を求め多くの町民の声が寄せられ存続に向けた町民の関心が高まっております。

議会はそのような町民の声に耳を傾ける必要があると考えます。本町の観光発展の拠点施設であるくしろ湿原パーク憩の家かや沼の存続を図るため、議案第69号標茶町一般会計補正予算に賛成するものです。

平川議員（賛成）

このたびの単独予算議案第69号につきまして、賛成の立場で討論いたします。

私は、先の9月定例議会報告第13号で第38期の27年度の営業報告及び決算報告を受けた中で、当該年度は憩の家かや沼の施設の老朽化に伴う耐震工事により1カ月余りの休館や災害によるバーベキューハウス倒壊の改修、さらには露天風呂改修工事、LEDの改修等々による来客への制約の影響によって決算額は218万4千円の赤字となりました。一方では改修工

事等々で4,638万円をもちて施設の拡充整備がなされたところでもございました。

27年度にハード事業を一定程度整備した中で、私は12月定例議会にて第三セクターの運営の懸念される点につき、何点が質問いたしました。指定管理者としての収益、経理のチェック、人材の育成など、まさに民間ニーズを勘案した経営についてでありました。それを徹底して遂行することが憩の家かや沼を本町のシンボルゾーンとして、継続運営さらに存続していくべきとして質問いたしましたところでございます。

申すまでもなく、昭和53年の10月、憩の家かや沼が開業されましたが、昭和62年に釧路湿原が国立公園に指定されて、唯一国立公園の中の一大休養ゾーンの目玉として、温泉保養施設として今日まで40年にいたっており、施設の老朽化に伴い、今日まで時代のニーズに応え幾度かリニューアルに努めてきたことは議会で議論され、住民の理解を

得てきたものと確信しております。

加えて憩の家周辺には環境省のシラルト口自然情報館、キャンプ場、蝶の森と自然の散策路があり、多くのリピーターが通年訪れており、温泉施設とともに本町の釧路湿原国立公園を有している、まさに観光振興の拠点として今後とも運営、発展していかなければなりません。

本予算1千万円は、株式会社標茶町観光開発公社の運営資金として、第三セクターの貸付条例の中で短期貸付をすることは、この間、臨時的に取締役会において十分議論されたことであり私は町民また出資者に理解得られるものと判断いたしましたことから、議案第69号の賛成討論といたします。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 平成 28 年第 3 回臨時会賛否一覧 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

※これ以外の議案等は全員一致です。

議員名	櫻井 一隆	後藤 勲	熊谷 善行	深見 迪	黒沼 俊幸	松下 哲也	川村多美男	渡邊 定之	鈴木 裕美	平川 昌昭	本多 耕平	菊地 誠道	館田 賢治	結果
議案等の内容														
議案第 69 号 平成 28 年度標茶町一般会計補正予算	×	×	退	○	×	○	×	○	○	○	×	×		原案否決

○ 賛成 × 反対 退 退席 欠 欠席（議長は、可否同数以外の採決に加わりません。）

議案第23号

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

現行の条例は、貸付金の内容が期間1年間で上限2千万円以内でしたが、総務省から「第三セクターに対しての短期貸し付けは好ましくない」との指導を受けていたので、これを7年間、3千万円以内に改正するという内容のものです。同時に、憩の家に対する資金支援も目指したものでした。



「憩の家 かや沼」への資金貸付条例が否決

▽議案第23号は討論の後採決しましたが、賛成6、反対6の可否同数となったため議長裁決となり議長はこれを否決しました。

討論は次のとおりです。

議案第23号討論

黒沼議員（反対）

議案23号第三セクター運営等資金貸付条例に反対する立場から討論を行います。

観光公社の実状を考えると、平成11年に公社の建物が町有資産となり、代表取締役の町長、副町長が経営を行ってきたが、池田町長はその時点で議会が賛成してくれたからその協力関係はいまも続いているのであり、議会が資金の貸付を助けないのはおかしいとの発言があった。当時の議長であった方に内容を糺（ただ）しましたが、議会として当然の役割を果たしたもので、車の両輪的な観

光公社の運営責任ではないとのことであった。

約10年前の平成18年、公社売り上げは約2、1億円、公社が改善計画の平成26年は約1、1億円、28年の見込みは、7、7千万円で約3分の1に落ち込んでいる。

9月以来、議会側から公社内部の不祥事の指摘あるも2月まで何ら改善策を示しておらないどころか、当事者側から地位保全という不当解雇に対する裁判所に提訴がなされている。

代表権をもった町長と副町長は、経営に対して最低3ヶ月に一度くらいの内部打ち合わせ会議をしておらず、議員に質問されると取締役皆の責任などと責任を回避しようとする。

私は、条例の12ヶ月の期間を7ヶ年に延長する案には、無責任経営になる原因と考へ反対します。

深見議員（賛成）

私は、議案第23号「標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する

条例の制定について」賛成の立場で討論を行います。

はじめに私の意見を述べるに当たり、いくつかの基本的な点について述べたいと思います。その第一点は、圧倒的多数の町民の方々が憩いの家に対する熱い思いを持っているということです。標茶町の貴重な財産、釧路湿原国立公園の中で唯一の天然温泉を有する憩いの家は、今回の二件の陳情書に見られるように、標茶町民が宝とも思っている施設です。

町民のみならずだけではなくありません。先日私のところに町外の知人から手紙が届きました。数十年も会っていない知人からの手紙でしたが、そこには、新聞で憩いの家の経営が危ないというところを知り、慌てて憩いの家に泊まりに行き、温泉につかってみましたと書いてありました。そして、憩いの家をぜひ守ってほしいと憩いの家の改善に向けての自分の考えを7点にもわたって事細かに書いてありました。

議会でも、全議員が憩いの

家を大事にしていきたいという意見で一致していると私は認識しています。問題は、憩の家が抱えている厳しい現状をどう打開していくかということです。

第一に議会は、当面の運転資金を町が出すための条件として観光開発公社に対し「経営改善計画」を示すことを要求しました。その計画は専門家の意見も含め提出されました。その計画に対する具体的な反論は聞いていませんし、私は、改善計画が十分信頼できるものと思っています。

第二に、憩の家で働く人たちが、経営を守るために現在でも、今懸命な努力をしています。残業等の未払い賃金も経営が上向きになるまでは待ってもいいという覚悟でがんばって働いていると聞いています。

第三に、多くの町民が意識的に憩の家を守るために、民業圧迫にも留意しつつ并当の注文や食事、宴会など申し込む動きも出ています。そのことによつて徐々に経営が好転してきていると思います。

第四に憩の家が、もし一時的にでも休業になったら

従業員の間賃金に関する労務債や休業中の維持費を町が全面的に支払わなければならない仕組みになつており、町からの貸し付けや補助金など財政的な支援を今まで行っていたように手当をすることは比べようもない財政的痛手になることではだれの目から見ても明らかであるということです。これが指定管理者制度の仕組みです。したがって、休業することは一層憩いの家の経営悪化を招くことになります。先だつての陳情書の参考人の方の陳述、意見を傍聴しました。その中には、陳情した時の動機として、予算がもし通らなかつたら憩いの家の存続の危機が訪れるのではないかと、そのことを感じた。それから、もう一点営業を今一時的にも止めてリセットするなどということになつたら大変だ。様々な反省点はあるけれど途切れることなく存続を求めていきたい、経営をやっていたきたい。そういう陳情者の意見でありま

した。

第五に「標茶町第三セクター運営等資金貸付条例第6条」では「町長は前条の申請を受理したときは、その内容を審査し貸付けすべきものと認めるときは、その貸付けを決定し申請者に通知しなければならない。」となつており前回否決になつた貸し付けは本来町長の判断で決定すべきものであるということ。第三セクター憩いの家は、本来そういう内容のものなので、ここに、全町挙げて、守り育てていこうという方向が示されているのです。今回総務省の指導に基づき条例改正しますが、今までの五つの理由で、私はこの第23号議案条例の制定に賛成するものです。議員諸氏のご理解を心から願ひまして私の討論と致します。

後藤議員（反対）

憩の家かや沼は、標茶町の貴重な観光資源であり、今も存続に向けて努力をすべきと思つている一人でありますが、今回の不祥事に

対する公社の一連の対応には理解ができません。

昨年の4月末に事件が発覚し、われわれ議会に対し相談を受けたのが9月でした。その間5ヶ月もの間、株主総会を一回しか開かず、内々に支配人を説得をし、辞職を求め封印をしようとしてみたが、残念ながらこれに失敗をし、その為、公社は本人に対し懲戒解雇処分をせまり、今年の1月18日をもって退職させた。この事に依り第三セクターの経理の内部が表面化をし、本日に至つては諷刺です。

標茶町が株の53%を持ち、残りは一般の株であります。この金がどこに消えたかもわからず、ましては元支配人が過去7年間に1千万円もの金を着服し生活費に充てていたこの事、なぜこの様な事態になつてしまったのか、それは憩の家かや沼の経営を元支配人に任せっきりの公社取締役の無責任の体質が一番の原因であると断言せざるを得ないと思つています。

この様な状態で今後経営

される事に依り、いくら金額が入るかもわからず、果たして3千万円で立て直せるかも不透明であり、先日経営診断士に依る報告が出されたが、我々は、9月から再三再四早く提出する様に言っていたにもかかわらず、たつたの二週間で出来る物を今になつて出し、まさに議会軽視と言わざるを得ません。

私達は、この貴重な憩の家を無くさぬ様努力もして来ましたが、広く全国に知られ、多数のお客さんが来ているのも知つています。今後存続に向けて最大限の努力をして頂きたいのは山々ですが、これ程のズサンな経営に対し町民の血税を支出する訳にもいかず、どうか理解をして頂きたい。議会は、この町民の税金が町民の為適正に使われているかを監視する立場にあり、今後第三セクターとして立ち直り、将来に禍根を残さない事を祈り、私は反対の意見と致します。

鈴木議員（賛成）

私は、議案第23号標茶町第三セクター運営等資金貸付条例一部改正に賛成の立場で討論を申し上げます。

この条例は、平成14年に施行され、二度の改正を経て現在に至っておりますが、この条例による資金貸付はこれまでの間、株式会社標茶町観光公社の事業運営に大きく貢献して参りました。

株式会社標茶町観光公社が運営する憩の家かや沼は、釧路湿原国立公園内に存在する唯一の宿泊施設として、町民の憩いの場としてはもとより、広く内外の観光客の評価も高く、良質な温泉や周辺の豊かな自然環境とも相まって標茶町観光のシンボリック存在でもあります。

憩の家かや沼の厳しい経営状況を危惧する町民から、存続を求める陳情が提出されたことから明らかになように、憩の家かや沼の存続は町民大多数の願いであると考えます。

厳しい経営状況を乗り越

え、改善を進めつつ経営の安定を目指すには、長期的財政支援は不可欠であると考えます。このことから、議案第23号標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部改正に賛成いたします。

櫻井議員（反対）

私、櫻井は本案に対して反対するものです。

これで反対討論は三回目になります。先ほども皆様傍聴人の方もお聞きになったと思いますが、第三セクターだから積極的に営業ができない。なぜならば「民間企業を圧迫するので出来ないのだ」という説明でした。積極的に営業をするな、イベントをやるな、だからリピーターのみで、この憩の家かや沼を営業しなければならぬと説明する。これだから発展性がないのです。だから、今の様な経営状態になつてしまつたのです。どういふ事かと言つと憩の家かや沼だけでは経営は成り立たない。もっと民間の人達の知恵を借り、もっと、

標茶町の観光に努力をし、官民が力を合わせて、この標茶の自然豊かな、町民が愛する「憩の家かや沼」を軸とした標茶町観光の全体的な発展を模索する、そういう姿勢が必要だと私は思うのです。民間を敵にしたいけないのです。同じ標茶の町民なのです。発想の転換をして、官民一体となつて標茶を盛り上げる様な発想にならない限り、ななほ公費を、血税を投入していっても経営の改善にはならない。この様に私は思ふ、本案に対して反対を申し上げます。以上です。

松下議員（賛成）

議案第23号標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

短期から長期への変更は、総務省の指導のもと検討してきた結果であり、何ら問題はないことである。

憩の家の改善計画を含めて議論されているが、27、28年の経営が不振に至つた原

因は、はつきりと解明されている中では、いち早く26年度ベースに戻す事が大事である。現状の状態も改善するのは短期では無理であり、どんな会社、経営者も長期の改善計画を立てて取り組むものであり、第三セクターの運営が安定した経営を確立する為には是非必要であると考えます。

旅館業であるという事ではお客様相手の経営であり、町長も述べられた様に今後も安定した経営を確約する事はありえないものであります。安定した経営は、誰しも目指すものであり、そこで働く従業員の方々も同じ意識を持つてもらう取り組んでいく事を望みます。

陳情者からも貴重なご意見を頂きました。重く受け止め一日も早く取り組んで頂く事を願い、議員諸氏の御理解を頂ける様お願い致し賛成の意思を表明し討論と致します。

本多議員（反対）

第三セクター貸付条例の一部改正、これは現在の標茶町で条例に該当している第三セクターは、株式会社標茶町観光開発憩の家かや沼一社にあると理解しております。

29年3月31日にこの条例が廃止になることから改めて貸付条例を制定することにより、より前向きな公社運営に町として出来る限りの支援をしていくことは、私は必要と考えるところであります。

昭和53年憩の家かや沼が誕生し、幾多の試練を乗り越え、今では多くの町民、そして道内外の方々より釧路湿原国立公園内唯一の宿泊施設として愛され位置付けられており、今後とも経営努力によつては多くの可能性をもつた施設と思えます。

ここに提案された貸付条例は、現況の憩の家かや沼の切迫した会社運営の緊急避難的な町側の打開策、支援策とし理解できませぬ。公社取締役会が恒久的

経営改善施策を求められている。今日、問題を直視し解決に向け真正面からの経営努力がなされていないことを私は改めて指摘をいたします。

第一に、平成28年4月、不適切な資金運用が会社内部より告発があり、その事案についての顛末（てんまつ）の報告がありません。又、28年9月定例会において、財務状況の悪化、破綻に近い事が表面化、それらの問題等、公社社長に、そして出資者としての町長に質問し、問題解決に向けたアクションを起こすべく要請を致してきました。しかし、28年9月より、社長としての答弁は一貫して、この取締役会の役員は「あて職」かつ無報酬であり運営責任はあるが経営責任を負うものでないということであります。

皆さん、第三セクターとはいえ、憩の家かや沼は立派な株式会社であります。その代表者、社長が経営責任はない、管理責任も持たないという会社に市中金融がどのような支援をしてく

れるでしょうか。又、何よりも47%の株を持つ一般株主の方々に理解していただけるか疑問であります。

平成11年の経営改善計画においても、経営悪化の主な要因の一つとして第三セクター特有の町依存姿勢から安易な経営体質が出来上がっており経営責任の明確な所在がないとの指摘がなされているにもかかわらず、その後17年経過しているのにその体質は改善されていません。

更に今回2月28日提出された経営改善計画書であります。提出日が定例会3日前で十分議論できないものでしたが、私なりに目を通させていただきましたが、改善計画書としては誠に失礼とは思いますが、取締役会で承認された数字とはとても理解できかねる計画であると思います。

目先の営業存続も大事であることは、私も十分理解いたしますが、恒久的な憩の家存続の為に、今、条例改正をし取り返しのない経営に陥るより、今一度あらゆる角度、そして多

くの方々の意見を聞き、議論をし、未来ある憩の家、愛される憩の家構築の為に現時点の条例改正に反対するものであります。

平川議員（賛成）

この度、提案されました議案第23号について、賛成の立場で討論を致します。

私は、12月定例会で第三セクターとして運営していく上での、今後懸念される件に付き何点か質問致しました。特に指定管理者として経理面のチェック体制・責任者人材の育成について、また民間ニーズを勘案した経営についてでありました。それを実行していくと答弁を受け、存続への判断をいたしました。本会議・臨時議会においての予算計上の審議、条例提案の審議が議論されましたが、結果は否決となりました。

その後2月28日の全員協議会におきまして、憩いの家かや沼の運営についての現状と課題について報告を受け、平成28年度39期（平

成28年4月1日から平成29年1月31日まで）の日帰り並びに宿泊の利用状況と経営改善計画・経営診断報告書の説明を受けましたが、特に経営診断を中小企業診断士に依頼し、その結果に基づき29年度からの改善計画書と7年間の経理内容・返済計画書内容から、評価出来ることと判断を致しました。

今定例会の3月8日・総務経済委員会において、陳情第1号「憩いの家・茅沼」の存続経営を求めるところについての陳情を603名賛同者代表新田重雄さんから、また陳情第2号「憩いの家茅沼・くしろ湿原パーク」の存続経営を求めるところについては39名陳情代表の大木理恵さん、お二人から存続についての趣旨と存続経営について意見の説明を受けまして、後委員会で採択すべきと決定したところでもあります。

そして、既に報道もされました、憩の家かやぬまにおける不適切な経理事務が数年間にわたり生じたことについては、公社役員代表

としての責任を明確にすることを全員協議会においても明確に発言されております。

私は経営経理の改善、更に営業面やお客様に対する信頼の回復、食材を供給するための標茶町としてのブランド品を欠くことなく揃える工夫等々幾多の課題を数年掛けて改善していかねばならないことは申すまでもありません。第三セクター・観光開発公社として、更に標茶町の観光振興等の拠点としても運営発展していかねばと思うところでもあります。

また、重要な運営資金の措置についても数回にわたり取締役会において結論を出したと報告も受けたことなどから、今回、提案されました標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例の制定を賛成するとし、討論いたします。

川村議員（反対）

議案第23号に対し反対討論を申し上げます。平成29年2月28日に示された改善計画では3,000万円の貸し付けを行い7年間で返済とのことだが、売り上げは黒字であった平成26年度、純利益33万4,000円ベースを指すとしていますが、普通は過去5年の平均か、一番悪い年度をベースにするのがベターではないか。26年度売上高1億1,276万8,566円を35年度までずっとと同じ目標にしている。又、商品仕入れ高、(純粋原価率46.2%、26年度並み)2,786万6,430円を35年までずっとと同じ設定にしている、普通は売上を低く設定し35年度で26年度ベースに近づけるのではないか。異常に高い原価率も35年度には少なくとも30%から35%を目指す計画であればなる程と思うが、議会、町民を馬鹿にしているとは思えない計画だ。町政執行方針で町長は大平元総理の著書の中

で「自分の金は大事にするが、公の金は案外粗末にする、財政の哲理は税金を少なくすること、公金を大切に使うことに尽きる」とご示唆。私も同感でありますことから、「憩の家かや沼の営業継続」を条件に経営ノウハウの優れた民間企業に賃貸か譲渡も選択肢のひとつとして検討してはどうか。

公社社長、副社長、専務は本来業務の町の行財政運営に専念すべきと考えますことから議案第23号の反対討論と致します。

熊合議員（賛成）

私は、先の12月定例会及び臨時会において、標茶観光開発公社「憩の家かや沼」への補助金及び貸付金の議案に対し、求めていた経営改善計画等が具体的に文書で示されずに賛成を表する考えに至らず、また、長年同社の役員を務めた経緯から反対を表する考えもできず、採決において退席をいたしました。今回の議案は2月28日の全員協議会に

において文書により、経営改善計画・売り上げ目標・借入金の返済計画等の説明を受けました。

提出された経営改善計画は、企業経営者としての立場からも、十分に要旨を理解できるものです。

今後は、計画書を基礎としてより良い方向へ向けて、役員一丸となって経営していただけると考えるとともに、今回の不祥事に対する処分や責任については、早期に標茶町観光開発公社「憩の家かや沼」の臨時株主総会を開催いただき、明確にされると考えます。

また、それらを踏まえて、指定管理者として指定した側の町としての監督責任等についても明確にしたいと考えています。

「憩の家かや沼」は、皆さん承知のように、立地・環境・素材など多くの素晴らしい条件を持っており、それらを生かしSNSなどにより情報を発信していくことにより、さらに多くのお客様に利用いただけるものと考え、私の賛成の意見

といたします。

渡邊議員（賛成）

私は、議案第23号に賛成する立場から討論に参加いたします。

今日までの議論されてきた中身は町民のみならず、多くのみなさんに知れたことと思います。この議場のなかでも議長の采配により例のない多くの意見を討論することができたと思っております。

私はこの議案の中で、提案された素案に色々問題があるとはいえず、具体的な数字として表れ、それをみなさんがこれから実践していくという立場に賛意を示すものであります。

私は、ただ一言、みなさんが、憩の家の入浴券一枚、カレーライス一杯を食べる行動を起こすためのこの議案であると思います。よって私は議案23号に賛成する立場で討論に参加いたしました。



憩の家かや沼 レストラン 白い鳥